3　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十一条の二において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（民事調停官の権限）

第二十五条　民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この規則の規定（前条において準用する非訟事件手続規則の規定を含む。）及び特定調停手続規則（平成十二年最高裁判所規則第二号）の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限（調停主任に係るものを含む。）のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

［一　略］

二　第五条第四項において準用する民事訴訟法第七十六条、第七十九条第一項、第二項及び第八十条の規定並びに民事訴訟規則第二十九条第二項において準用する同条第一項の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であって民事調停に関するもの

［三・四　略］

（音声の送受信による通話の方法による小作官等の関与・法第二十七条）

第二十八条の二　法第二十七条第一項の期日において、同条第二項に規定する方法によって小作官又は小作主事に意見を述べさせるときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　小作官又は小作主事に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停事件の記録上明らかにしなければならない。

（和解の仲介）

第二十九条　［略］

2　第二十八条第一項本文の規定は、前項の規定により和解の仲介をさせるときに準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（法廷等の秩序維持に関する規則の一部改正）

第三十七条　法廷等の秩序維持に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（証拠調べ・法第四条第三項第四項） **第十二条の二**　制裁を科する裁判における証拠調べについては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二から第百五条の四まで、第百七条第三項、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十一条、第百二十四条第四項、第百二十九条第二項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十二条の二第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第	［新設］
（民事調停官の権限） **第二十五条**　［同上］ ［一　同上］ 二　第五条第四項において準用する民事訴訟法第七十六条、第七十九条第一項から第三項まで及び第八十条の規定並びに民事訴訟規則第二十九条第二項において準用する同条第一項の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であって民事調停に関するもの ［三・四　同上］	［新設］
（和解の仲介） **第二十九条**　［同上］ 2　前条第一項本文の規定は、前項の規定により和解の仲介をさせるときに準用する。	［新設］